

さが福祉サービス評価等推進会議委員公募要領

令和 8 年 6 月 11 日
佐賀県健康福祉部社会福祉課

1. 目的

福祉サービス及び介護サービスの質の向上を図るとともに、利用者に対するサービス選択の一助となる情報を提供するため、福祉分野における客観的なサービス評価制度(第三者評価制度及び認知症高齢者グループホーム等の外部評価を含む。)及び介護サービスの情報開示制度の総合的な推進を目的とする会議に、県民の幅広い意見を反映させるため、委員の一部を一般県民から公募する。

2. 募集人員

公募による委員の人数は1名とする。

3. 応募資格

- (1) 県内に居住の者であって、年齢が満 20 歳以上であること。
- (2) 福祉関係の活動経験があること。(福祉関係事業所等での勤務経験を含む)
- (3) 国、地方公共団体の議会議員及び常勤の職員でないこと。
- (4) 年1回程度開催する委員会に出席できること。

また、次に該当する方は、応募できません。

- ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ウ 自己、又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用している者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4. 募集期間

令和8年6月15日(月)から令和8年7月24日(金)まで

5. 応募方法

応募しようとするものは、応募用紙に住所、氏名、生年月日、性別、勤務先(職業)又は就学先、電話番号、国や地方公共団体等の審議会等の委員の経験及び福祉関係活動の経歴等を記入のうえ、「これからの福祉サービスの在り方について期待すること」400字から800字程度のレポートを添えて、県社会福祉課へ郵送、FAX 又は電子メールで提出するものとする。

なお、持参による提出は受け付けないこととする。

6. 提出期限

郵送は令和8年7月23日(木)の消印があるものまでを有効とし、FAX 及び電子メールは令和8年7月24日(金)17時までに着信したものを有効とする。

7. 応募書類の配布

県社会福祉課及び県のホームページから取得できるようにする。

8. 委員としての任期及び主な業務

(1)委員の任期は、3年間とする。

(2)委員は、福祉分野における客観的なサービス評価制度の推進に関する事項について協議し、検討を行うことを主な業務とする。

9. 委員の選考等

(1)応募者の中から委員を選考するため、社会福祉課長、副課長及び地域福祉担当係長の3名で構成する委員選考審査会を置くものとする。

(2)委員の選考は、「さが福祉サービス評価等推進会議の公募委員の選考方法及び審査基準」により行う。

(3)応募がなかったとき又は、公募により選考した委員数が必要数に満たなかったときは、他の方法により委員を選考することができるものとする。

10. 選考結果の通知

選考結果は、令和8年8月10日(月)までに全ての応募者に通知するものとする。

11. 広報

公募に関する広報は、県ホームページ等により行うものとする。